

「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」は 福祉施設などにお勤めの職員のための退職手当金制度です

全国をカバーする制度で、昭和36年の創設以来、延べ200万人におよそ2.2兆円を支給しています

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第44号）に基づく制度で、昭和36年に創設され、制度改正を経て、現在、独立行政法人福祉医療機構が運営しています。
- 支給財源は、①施設等経営者の相互扶助による掛金と、②国・都道府県による補助金（一部の施設等のみ）です。
※ 掛金は積立金ではありません。毎年度、必要な支給総額を試算し、掛金・補助金で賦課しています。
- 事務費は、国から独立行政法人福祉医療機構に「運営費交付金」が交付されています。
- 退職手当共済制度は、職員の給与改善や福利厚生の給付とあいまって、人材確保と定着の一助となっています。

2018年4月1日現在、この制度を利用している経営者は全国でおよそ1万7,000です

- 全国の社会福祉法人のおよそ9割が利用しています（職員数は全国でおよそ85万8,000人）。

制度に加入できるのは、この法律で規定された施設・事業を営んでいる社会福祉法人等です

- 共済契約を締結した法人の職員のうち、雇用期間に定めのない職員は、採用した日から被共済職員となり、パートや臨時職員の方も一定の要件を満たすと同様に扱われます。
- なお、要件を満たしている職員は必ず制度に加入することになっています。

期間の合算(通算)制度があります

- 退職共済制度の特色として、結婚などで退職した後の復職や、他の法人に転職した場合に、期間の合算（通算）ができる仕組みがあります。被共済職員期間が1年以上あり、退職後3年以内にこの制度に加入している施設に再び勤務した場合、退職までの期間を合算できるというものです。
- 職員のみならずには期間の合算により退職手当金の上昇が期待でき、経営者には経験豊富な職員の確保が期待できるという利点があります。

○ 対象となる職員は…

- ・ 正規職員のみならず、パートや臨時職員の方も雇用契約の内容によって加入対象となります。加入の要件を満たした日から加入していただくことになっていますので、正規職員以外の方は、採用日イコール加入日にはならない場合があります。なお、要件を満たしている場合は、必ず加入（お勤めの法人が手続きをします）することになっています。

※加入要件（次の①から③のいずれかに該当する職員です）

- ①雇用期間の定めのない職員（いわゆる正規職員）、②1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、正規職員の所定労働時間の2／3以上の者、③1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間更新により引き続き1年を経過した職員で、正規職員の所定労働時間の2／3以上の者

○ 退職手当金の計算方法は…

- ・ 退職手当金は、退職前6か月の平均本俸月額（「給与支給の規程で定められた本俸」＋「俸給の調整額」）に応じた計算基礎額に、被共済職員期間に応じた支給乗率を乗じた額になります。

（被共済職員期間、計算基礎額、支給乗率など、詳細はホームページで確認してください）。

- ・ なお、共済契約者が掛金を納付していないとき、被共済職員となった日から起算して1年未満で退職したとき、犯罪行為等による退職などの場合は退職手当金が支給されません。

○ 制度の詳細は → ホームページのご案内 (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/>)

退職共済

検索

- ・ 退職手当共済制度のあらましや、パンフレット、共済契約者向けのマニュアルや届出書類などのほか、退職した方の参考になる退職手当金の早見表、退職手当金の試算（シミュレーション）、退職手当金の請求手続きなど、制度の詳細を掲示しています。

独立行政法人福祉医療機構（WAM）

平成15年10月1日、福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

国の施策と連携し、福祉医療の基盤整備を進めるため、①社会福祉施設及び医療施設の整備のための貸付事業、②福祉施設・医療施設の経営診断・指導事業、③社会福祉を振興するための事業に対するNPOへの助成事業、④社会福祉施設職員などのための退職手当共済事業、⑤障害のある方の生活の安定を図るための心身障害者扶養保険事業、⑥福祉保健医療情報を提供するワムネット（WAMNET）事業、⑦年金受給者の生活支援のための資金を融資する事業及び年金資金運用基金から承継した年金住宅融資等債権の管理・回収業務など、多岐にわたる事業を展開しています。